



衣替えの季節です

暖かくなって、冬物衣料をクリーニングに出すことが多い時期です。大切な衣料が少しでも長く良い状態で着られるよう、気を付けたいものです。そこで当センターに寄せられた相談事例と上手な利用方法をお知らせします。

相談事例から

Q1 1年前にクリーニングに出したジャンパー(数回着用)、着ようと思つて出したら裏地がまだらに色抜け。クリーニング店は3分の1を補償するといっているが納得できない。

A クリーニングの補償期間6ヶ月を過ぎているので、店に賠償義務はありません。補償を受ければ、現物は店に回収される。

Q2 購入後4年の紳士コートがクリーニングから戻ってきたら背のベンツが裂け、裾、袖口に穴があき、色あせていた。店、メーカーともに非を認めてくれない。

A 業者が責任なしの主

張をするなら、それを証明する責任があり報告書等の提示を求めることができる。

Q3 クリーニングから戻ってきた婦人コートのボタンが脱落、金銭面の補償を求めず、店には同じボタンで補償させたい。メーカーにも同じ物はないと回答しているが納得できない。

A クリーニング業界の賠償基準では金銭での補償になる。自分で好みのボタンを探し料金を請求するよう助言。

最近では、衣料品の素材も多様化し、デリケートな衣料品の中には、クリーニングの困難なものが増えてきています。クリーニング店に出せるものかどうか、

上手に利用するには

受け取る際には、その場で衣料に異常がないか確認しましょう。

クリーニングがトラブルを避けよう！

防虫剤の使い方

家庭用防虫剤には、主成分別に、樟脳(しょうのう)、パラジクロロベンゼン、ナフタリン、エムペントリンの4つの種類があります。(下の表を参照)

使いすぎにご注意

衣替えに欠かせない「防虫剤」ですが、それは、家庭内にある農薬のようなものです。使用するときには成分を確認し、使用上の注意を守るとともに、次の点に注意しましょう。

換気が大切。寝室や子ども部屋など、長時間過ごす部屋での使用は、特に注意しましょう。

保管していた衣類にも吸着しているため、着用する時は、風通しの良い場所で、陰干ししてから着用しましょう。

種類の異なる防虫剤を併用すると、相互作用で衣類が傷むことがあるので注意が必要です。

防虫剤から発生するガスは、空気より重く下がるため、衣類の上に置きまします。

〔防虫剤の種類と特徴〕

主成分	特徴
樟脳(しょうのう)	・和服などに昔から使われている
ナフタリン	・比較的早くから使われている化学薬品。幼児の誤飲に注意。 ・直接手でさわると皮膚が赤く腫れたり、炎症を起こすこともある。
パラジクロロベンゼン	・特有の刺激臭があり、トイレの防臭剤にも使われている。 ・動物実験でアレルギー疾患や肝臓障害などが指摘され、頭痛、めまいなど化学物質過敏症の原因になるともいわれている。
エムペントリン(ピレスイド系)	・無臭。匂いや形状をみて、有効期限の判断ができないので、目印がついている。 ・匂わないからといって、毎日吸い続けていると化学物質過敏症にかかってしまう可能性も。

高っ！

水洗トイレの緊急修理

トイレの詰まりの修理を電話で頼んだところ、来訪した業者に「排水管がおかしい」と強引に便器を外され、排水工事と新しい便器取替の契約をさせられた。金額は156万円になっている。

消費生活センターからのアドバイス

消費者が業者を家に呼んで契約をしているため、訪

こんなときどうする

夜中にトイレが詰まった水が止まらない

予期せぬトラブル

夜間や休日などの予期しないときに、水洗トイレが詰まったりトイレの水が止まらないなどのトラブルが

あると慌ててしまいます。そんなときに、ポストに入っていた「24時間・年中無休」緊急出動「低価格」などと書かれたチラシやシールを見て急いで修理を依頼したところ、高額な料金を請求されたという相談が

少なくありません。あわてずに緊急処置を

あわてずに緊急処置を

水洗トイレが詰まった時は、ラバーカップ(おわん型のゴムに棒がついているもの)で排水口に圧力をかければ流れていきます。トイレの水が止まらないときは、水道の止水栓を閉めるなど応急処置をして、別表の電話番号へ問い合わせましょう。(事前にラバーカップを用意したり、止水栓を確認して、閉め方を調べておきましょう)



修理を依頼するときは

修理の問合せ先

時間	窓口 (電話番号)
月～金(午前9時～午後5時15分)	(財)西宮市水道サービス協会事業課 (0798・32・2295)
月～金(午前8時30分～午後5時)	西宮管工事業協同組合 (0798・35・2552)
土・日・祝日(上記時間外)	市役所夜間受付 (0798・35・3151)

止水栓のしめ方

10円玉かマイナスドライバーで時計まわりにまわす

(ウォシュレットがある場合はまちがわないように注意！)



してもらえない業者を聞いてください。(電話番号等は別表)



5月は消費者月間です

今年のテーマ

しっかり選ぼう 消費者の知恵で

記念講演会&ミニコンサート

私たちのくらしと経済

参加無料

私たち消費者保護基本法の改正に寄せて

講師 藤田太寛さん(関西学院大学教授、元NHK解説委員) 申込 電話で消費生活センター(0798・69・3157)へ

日時 5月27日(木) 午後1時30分～3時30分

会場 フロンテホールJR西ノ宮南すぐ

定員 300名 託児10名

ミニコンサート
ヴィオラとフルートの演奏